

第53回八都県市首脳会議の結果概要

平成20年4月21日
八都県市首脳会議

1 主な決定事項等

(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の報告について

ア 障害者自立支援法に関する調査・研究について

国が法施行後3年を目途に予定している法の見直しに際し、利用者の生活実態に即した効果的な仕組みとなるよう、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり国に対して提案を行うこととした。

イ 仕事と子育ての両立支援の推進について

八都県市仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）推進キャンペーンの平成19年度の実施内容が報告され、今後、平成21年度まで八都県市が連携してキャンペーンを実施していくこととした。

ウ 花粉発生源対策の推進について

目標、発生源対策、木材利用やモニタリング等の方法など、八都県市としての共同の取組を取りまとめた、「八都県市花粉発生源対策10ヵ年計画(案)」の策定について報告され、今後、計画により八都県市が連携して花粉発生源対策を実施することとした。

エ 再生可能エネルギーの拡大について

日本のエネルギー政策の基本方針に、再生可能エネルギーを大きな柱として位置付け、その導入目標量を飛躍的に引き上げ、目標達成を目指した取組を着実に進めることなどを、別紙2のとおり国に対して要望を行うこととした。

オ 粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るための取組について

関係業界団体や販売店、国等の参加を得て、「八都県市青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」を創設し、第1回協議会を開催したことが報告された。

引き続き、定期的に協議会を開催し、情報や意見の交換を行うことで、共通認識を持ち、その成果を各構成員それぞれの取組等に活かしていくこととした。

カ 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について

新型インフルエンザ発生状況に応じて八都県市の首長連名によるコメントの発表や、連絡体制の整備などを取り決めたことが報告され、今後、地方自治体における新型インフルエンザ対策の実施に不可欠な法整備や財源措置について、国の動向等を踏まえた上で整理し、要望活動を行うこととした。

キ 首都圏における産業の国際競争力の強化について

八都県市合同商談会の開催に向け、課題等の検討を行ったことが報告され、商談会の開催準備を進めるとともに、「首都圏における産業の国際競争力の強化」について議論を継続することとした。

ク 実効性ある流入車対策の構築の検討について

自動車NOx・PM法対策地域への流入車対策については、首都圏における物流の状況に関する意見交換を行った。今後、具体的な対策の検討を行っていくこととした。

ケ AED設置情報の提供促進について

心室細動による心肺停止状態の傷病者の救命に有効なAEDの普及啓発を推進するため、八都県市でAED設置情報提供に関する検討会を首都圏連合協議会に設置し、AEDの設置情報提供の促進に向けて共通に取り組む基本方針を策定することとした。

コ 八都県市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）について

北海道洞爺湖サミットなど国際会議の時期等での呼びかけを目指した、八都県市発の一斉行動についての検討状況が報告され、明かり（電気）を「けす（一斉消灯）・かえる（電球形蛍光灯への交換）・えらぶ（再生可能エネルギーの普及）」ための行動等を実施することとした。

(2) 地方分権改革の推進に向けた取組について

地方分権改革を一切進めようとしめない国に対して強く抗議し、今後の第二期地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという地方分権改革の基本理念を貫徹し、「地方政府」の確立に向けて着実に推進されるよう、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙3のとおり、意見表明を行い、国に対して要求を行うこととした。

(3) 首長の在任期間の制限に関する意見について

現在、都道府県知事及び指定都市市長の在任期間を、法律により一律に制限しようとする動きがあることから、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙4のとおり、意見表明を行うこととした。

(4) 真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの早期構築について

古紙配合率の偽装や環境ラベルの不正表示等が相次いで判明したことから、真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの早期構築について、八都県市として意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(5) 輸入食品の安全安心対策の強化に関する要望について

食品の大消費地である首都圏における輸入食品の一層の安全確保と消費者の不安解消を図るため、輸入時の監視の充実・強化、輸出国における衛生管理の徹底や食品の原料原産地表示の制度強化などについて、八都県市として意見を取りまとめ、別紙6のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(6) 道州制特区推進法における制度の拡充について

道州制特区推進法における制度の拡充について意見交換を行い、「道州制」等広域行政のあり方について、首都圏連合協議会で研究を行うこととした。

(7) 特別支援教育推進のための制度の改善について

特別支援教育の推進に向けて、地域のセンター的機能の充実を図るため、専任の特別支援教育コーディネーターをすべての特別支援学校に定数配置するとともに、小・中学校においても、発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援充実のため、順次、定数措置するよう、制度の改善を図ることについて、八都県市として意見を取りまとめ、別紙7のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(8) 八都県市における温暖化対策の強化について

地球温暖化防止に向け、新たに八都県市が共同して取り組むべき効果的な対策を連携して図るため、環境問題対策委員会に地球温暖化対策特別部会を設けることとした。各都県市の優れた取組の共有化や連携の可否について検討し、できることから工程表を作成して連携を図り、また、首都圏連合フォーラムでの意見も集約し、具体的な行動につなげることを検討することとした。

(9) 川崎市を舞台としたスポーツイベントと首都圏の基幹的防災拠点の整備について

川崎市を舞台としたスポーツイベントと、非常時には首都圏の基幹的防災拠点となる東扇島東公園の整備について、紹介があった。

2 次回は、平成20年秋、横浜市において開催する